

あおいろというろ

青色十色 2019 No.186

青色十色 平成31年2月10日発行・編集／
公益社団法人小田原青色申告会 〒250-0012 小田原市本町2-3-24 TEL.0465-24-2611 ☒ info@aoiro-odawara.com



青色会館は小田原市の津波避難ビルに指定されています。

平成31年2月1日(金)

確定申告指導会場オープン!



青色に行けば安心!

事業・不動産所得者等の確定申告指導会場を青色会館3階に開設致します。

平成31年 2月1日(金)～3月15日(金)

土曜日はお休み／日曜・祝日は開場

会場のご案内

- 場 所** 青色会館3階(小田原市本町2-3-24)
- 期 間** 平成31年2月1日(金)～3月15日(金)
※期間中の土曜日はお休み。
日曜・祝日は開場致します。
- 受付時間** 8時30分～15時まで(正会員は16時まで)
ただし最終日は14時に受付終了
(正会員は16時まで)

指導開始

- ※お越しの際はぜひ公共交通機関をご利用ください。
- ※会館駐車場は手狭のため、申告期間中は常に混雑致します。満車の場合は、恐れ入りますが近隣の有料駐車場をご利用ください。

会場の特徴

- ◇公益事業として、税理士会のご協力による指導のもと、会員をはじめ皆様の自主申告のお手伝いをしております。
- ※個人情報保護等の観点から、確定申告書をお預かりしての税務署提出、e-Taxでの申告については会員限定とさせていただきます。

ご利用の皆様へ

確定申告指導会場の運営は、会員の皆様の会費等で賄われております。未会員の皆様には何卒この趣旨をご理解いただき、ご入会いただければ幸いです。

期間中入会金は免除	正会員 年会費 10,000円
	準会員 年会費 2,000円

持参資料(関連記事3面)

- ◇事業主の方は、決算書、従業員の源泉徴収簿、源泉所得税の納付済領収書
- ◇各種控除証明書(国民健康保険・国民年金の支払をした旨を証する書類、生命保険、地震(損害)保険、小規模企業共済等)
- ◇医療費控除を受ける方は「医療費控除の明細書」
- ◇税務署からの「確定申告のお知らせ」ハガキ
- ◇マイナンバーの添付書類(本人分)
- ◇申告書記載のご家族のマイナンバー(番号のみ)
- ◇前年分決算書控・申告書控
- ◇印鑑(認印)

医療費控除は領収書が提出不要となりました

医療費の明細書を作成して提出すればOK!

改正のポイント

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。(税務署から求められたときは領収書を提示または提出します)
※「医療を受けた人」及び「病院・薬局」ごとに、1年分の金額を合計して記載します。

配偶者の源泉徴収票等をご持参ください

配偶者特別控除の適用範囲が拡大されています。下表を参考に、適用できる可能性があると思われる方は、配偶者の源泉徴収票(給与・年金)など所得に関する書類を必ずご持参ください。

配偶者特別控除の控除額		
参 考	配偶者の合計所得	配偶者特別控除額 (納税者の合計所得900万円以下)
配偶者の収入が 給与収入の場合 (源泉徴収票記載の支払金額)		
103万円超 150万円以下	38万円超 85万円以下	38万円
150万円超 201万6千円未満	85万円超 123万円以下	3万円～36万円 所得に応じて段階的に減少

※納税者の合計所得が900万円を超えると控除額が減少します。また1,000万円を超えると配偶者(特別)控除は適用できません。

確定申告に関するご相談は 国税局の電話相談センターをご利用ください

当会では、確定申告期(2月1日～3月15日)のお電話でのお問い合わせ・ご相談は受け付けておりません。確定申告指導会場にご来場いただくか、国税局の電話相談センターをご利用ください。

※電話相談センターのご利用方法は3面に記載しています。

事業所得・不動産所得の方へ 決算書の事前準備をお願い致します

【控用へ事前にご記入願います】

- ①事業所得：月別の売上・仕入金額と合計額
- ②不動産所得：不動産所得の収入の内訳
- ③経費の科目ごとの合計額
- ④減価償却費の計算欄の名称・取得年月・取得価額等
「減価償却サービス」をご利用の方には、減価償却費の計算書をお渡しします。
決算書の減価償却費の計算欄は未記入のままでお持ちください。

※①②③が未記入の場合には「決算書まとめコーナー」でご記入いただいた後、指導コーナーにご案内させていただきます。
※下書き用の決算書がお手元がない場合は、青色会館にご用意がございます。また国税庁HPで書式をダウンロードすることも可能です。なお、郵送等の対応は行っておりませんので何卒ご了承ください。

e-Taxされる方はマイナンバーカードのパスワードをお忘れなく

【カード取得時に設定したパスワードをご持参ください】

ご自身の電子証明書でe-Taxをする際には、カード本体と電子証明書のパスワード(2種類)が必要となります。

- ①署名用パスワード
半角英数字で6文字以上16文字以下、かつ、数字とアルファベットの混在です。
- ②利用者証明用パスワード
半角数字で4桁

今回から②のパスワードも新たに必要となりました。

ご注意

- ◎公的年金等の収入金額が400万円以下の方は「国税申告不要」の要件にあてはまる可能性があります。詳しくは税務署にお問い合わせください。
- ◎税理士関与の方は税理士にご相談ください。

次に関わる申告は「税務署」にてご相談ください

- ◇株式の売却(特定口座以外)
- ◇贈与税
- ◇相続税
- ◇土地・建物の売却
- ◇ゴルフ会員権等の売却
- ◇住宅借入金等特別控除

青色複式簿記講座

4月9日(火)開講

こんな方に...

- 簿記のしくみ・基礎知識を学びたい
- 仕訳のしかた・決算までの流れを理解したい
- 複式簿記で記帳して、青色申告特別控除65万円を受けたい

※簿記検定の試験対策講座ではありません

開催要項

- 期 間** 4月9日(火)～5月17日(金)
10:00～12:00 ※4月30日(祝)と5月3日(祝)は休講
毎週火曜日・金曜日の全10回
- 会 場** 青色会館4階(小田原市市民会館近く)
※場所は右上の地図をご参照ください
- 講 師** 東京地方税理士会小田原支部 竹内愛彦税理士
- 受講料** 会員6,000円/会員以外の方8,000円(テキスト代込)
- 持ち物** 筆記用具/電卓/受講料(初回当日)
- 定 員** 30名(定員になり次第締切らせていただきます)

※会館の駐車場が手狭のため、公共交通機関をご利用ください。お車で越しの場合は近隣の駐車場をご利用ください。

主催：公益社団法人小田原青色申告会

お申込み

TEL 0465-24-2614
FAX 0465-24-3688
E-mail soudan@aoiro-odawara.com

社会保障・税番号制度の導入に伴い、申告手続きなどにはマイナンバーの記載 + 番号確認書類と身元確認書類の添付が必要です。

ご用意の上、確定申告書類を提出してください。

本人のマイナンバー確認 + 本人の身元確認

個人番号カード裏面 + 個人番号カード表面

個人番号カードをお持ちでない場合

通知カード + 運転免許証等「確定申告のお知らせ」ハガキ

事前にコピーしてお持ちください

※ご自身の電子証明書でe-Taxをする際にはマイナンバーカード本体が必要です。